

東京都の公立学校教員を志す皆さんへ

令和6年度

**東京都教職課程
学生ハンドブック**

東京都教育委員会

東京都教育委員会の教育目標

東京都教育委員会では、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- ・ 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- ・ 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- ・ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する

はじめに

私たちは、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化する「予測困難な時代」を生きています。このような時代において、社会環境の変化に適切に対応し、一人一人が多様な幸せを実現できる力を全ての子供たちに育む学校教育の役割は一層重要となっています。

様々な技術が進歩しても、その進歩を生み出すことができる創造性を有するのは人であり、教員の仕事は、児童・生徒を育てることを通して、未来を創造する仕事と言えるでしょう。教員の仕事は児童・生徒に教えるために、より高い専門性やよりよい指導方法を追究して、自らも成長できるものです。日々成長する児童・生徒と向き合い、発見と感動に満ちています。

このハンドブックには、東京都で実際に活躍している教員の声や学校生活の様子、大学等で学んでほしいこと、東京都教育委員会の取組などをまとめています。学生の皆さんが、人を育て社会に貢献できる「教職」の世界について、知ることができる内容となっています。是非、様々な学びの場で活用してください。

東京都教育委員会

東京都教職課程学生ハンドブック

目次

はじめに

I	若手の先生に聞きました！	1
II	東京都の学校の生活	
1	小学校	5
2	中学校	9
3	高等学校	13
4	特別支援学校	17
III	教員になりたいと思っている人に学んでほしいこと	
1	教員であるということ	21
2	授業力を高めるということ	25
3	教育活動の充実に向けて	29
4	学級経営の充実に向けて	42
5	教育実習に向けて	47
6	学生生活で学ぶ・楽しむ・身に付ける	51
IV	これから東京都の教員を目指す皆さんへ	
1	東京都の採用選考について	54
2	東京都の教員の給与・勤務条件と福利厚生	57
3	充実した研修制度	58
4	働き方改革の推進	59

I 若手の先生に聞きました！

東京都の公立学校で実際に活躍している先生方に、大学生のうちにできることなどをインタビューしました。

小林 真里奈 先生

調布市立若葉小学校 教諭



PROFILE

出身地：埼玉県
専門教科：小学校全科
教員を目指したきっかけ

小学生の時、担任の先生に自分の長所を気付かせていただき、自信をもつことができるようになりました。この経験から、教育の可能性を感じ、教員という職業に憧れを抱くようになりました。

Q 東京都の教員になるために、大学生のうちにしておくといふことは何ですか？

A 教育現場を知る活動に進んで参加しました。大学在学中に子どもに関わる経験をたくさん積みたいと考えていたので、教育に関わるアルバイトや小学校の介助員等、学校現場を知る活動にすすんで参加しました。

これらの経験のおかげで、子供の目線に立って考えたり声を掛けたりする方法の基礎を培えたと思っています。

Q 教育実習に臨むにあたり、事前にどのような準備をしましたか。また、実習中に気を付けたことは何ですか？

A 人前で話すことに苦手意識をもっていたので、少しでも自信をもって教育実習に臨めるように、自己紹介を繰り返し練習しました。実習中は、授業範囲の単元の知識を深めたり、様々な先生の指導法や工夫を学んだりすることを大切にしました。

Q 教職に就く以前に不安に感じていたことはありますか。

A 本当に教員を目指そうかどうか、自分が教員に向いているのかわからない不安な方もいると思います。私は、教員になった今も不安や葛藤の中、教員をやり続けています。しかし、子供たちが「できた」と達成感を感じて満足している姿や、子供たちの成長を感じる場面に出会った時に、心の底から喜びを感じます。少しでも「やってみたい」という気持ちがあるなら、チャレンジして欲しいと思います。





PROFILE

出身地：東京都

専門教科：国語

教員を目指したきっかけ

教えることに興味があり、自身がいつまでも学び続けられる環境に身を置きたいと思いました。

Q 東京都の教員になるために、大学生のうちにしておくとよいと思うことは何ですか？

A 何にでもチャレンジし、どんなことでも自分のためになるのだと前向きに捉える訓練をしておくことが大切です。今の自分に必要のないこと、忙しいからできないことだと決めつけずに、できる範囲でやってみてください。すぐには気が付かなくても、いつか必ず自分の成長に気が付くはずですよ。

率先してなんでも手伝い、何でも取り組み楽しめる人柄は組織の一員として大切です。

Q 教科指導において、心掛けていることは何ですか？

A 専門的教養を高め、とにかく教科指導経験をたくさん積むことです。教養の面では、専門性を高めるために研究に励み、教壇に立った時に自信をもって語ることでできる武器を持つことが大切です。

Q 教育実習中に心掛けていたことは何ですか？

A 実習前から生徒と関わる経験があったことで、実習中も緊張することなく望むことができました。実習中はより多くの先生からご指導いただき、さまざまな教育観に触れることを意識しました。教育に決まった方法はないのでいろいろな指導方法や教育観に触れたことで、自分に合った指導方法を見付けることができました。



Q 教職を目指す学生の皆さんに伝えたいことは？

A 人間関係を築くことに不安を感じていました。しかし、実際は明るく楽しい職場で、同年代だけでなく、先輩の先生方ともお互いに高め合うことができます。一生涯の友人や先輩に出会うことができました。

自分自身の人生経験から、人と関わる中で絶対に欠かしてはいけない大切なものを見つけてください。その大切なものが自身の教育観となり学級経営の支柱となります。



PROFILE

出身地：東京都

専門教科：社会

教員を目指したきっかけ

問題の解き方などを友達と教え合う内に「自分が誰かに説明する、相手が分かってくれる。」「どうしたら相手に分かりやすい説明ができるかを考える」ということが楽しいと感じたからです。

Q 東京都の教員になるために、大学生のうちにしておくとよいと思うことは何ですか？

A 物事に対して、それはなぜ起こったのか、なぜそうなったのかということ深く学んでおくことが大切だと思います。また、色々なところに実際に行ってみて、生徒の興味を引くような話の引き出しをたくさん作ったり、経験を積んだりするようにしました。

私は、歌舞伎や落語が好きなので、歌舞伎座や寄席に通っていました。また、歌舞伎舞踊の舞台にもなっている土地に実際に足を運びました。もっと全国津々浦々をめぐるおけばよかったと思います。

Q 組織の一員として大切だと思うことは何ですか？

A いろいろな年代の人と話す経験を積んでおくことです。正直、自分は人見知りなので、すぐにいろいろな人と打ち解けられる人がうらやましいと思うことがあります。様々な価値観がある中で仕事をするので、柔軟な思考力を身に付けておき、色々な視点から考えられるといいと思います。

Q 教育実習中に大変に感じたことはありますか。また、そのことについて、どのように対応しましたか。

A 直前に、担当する学年が変わったことです。当然、授業内容も変わったので、授業は指導案もワークシートもパワーポイントも全て作り直しでしたが、「とにかくやるしかない！」と頑張りました。



Q 教職につく前に不安に感じていたことなどはありましたか？

A 朝早い生活が苦手なので、遅刻せずに毎日起きられるか心配でしたが、毎日頑張っています。また、自分の思いや伝えたいことがしっかりと生徒に伝わるよう、話が上手な人のテクニックを研究したり、話の間の取り方を研究したりしています。100%伝えることを目指して日々精進です。



PROFILE

出身地：群馬県

専門教科：特別支援教育・社会
教員を目指したきっかけ

これまで、様々な方々と出会う中で、教員になりたいと思い、志すようになりました。

Q 教育実習に臨むにあたり、事前にどのような準備をしましたか？また、実習中に気を付けたことは何ですか？

A 事前の準備として、生徒が好きそうな話題や流行りの情報収集をしました。実習中に気を付けたことは、なるべく多くの生徒と関わるよう自分から働きかけること、授業づくりや生徒指導等で迷った時は先生方にすぐ相談することです。

Q 教育実習中に大変に感じたことはありますか？

A 限られた時間の中で生徒の実態把握を行い、それに適した指導や教材の工夫を行うことです。指導教諭の先生や担任の先生に相談してアドバイスをいただきながら乗り越えました。

Q 東京都の教員になるために、大学生のうちにしておくとよいと思うことは何ですか？

A 学校ボランティアを通して、授業中や校外学習での指導・支援の様子を身近で学ぶことができました。実際に生徒と関わらせていただくことで先生という職業へのイメージをもつことにもつながりました。

学生のときは時間がたくさんあるので、旅行や趣味の幅を広げるなど様々なことにチャレンジすると良いと思います。経験を授業に生かしたり、体験をもとに学級で話をしたりできます。

また、サークル活動は様々な人と関わる機会となるので、協調性やリーダーシップなど人間力を身に付ける場となりました。

Q 教員を目指す学生の皆さんに伝えたいことは？

A 授業や生徒との関わりに不安を感じていました。日々様々な出来事がありますが、やりがいを感じる場面もたくさんあります。生徒から学ぶことも多く、周囲に支えられながら過ごしています。



II 東京都の学校の生活

1 小学校

(1) 小学校の一日 (例)

8:15	始業前	● 1日の予定を確認し、授業の確認をします。
8:30	朝の会	● 児童の出欠確認と健康観察をします。
8:45		<p>出欠確認では、一人一人の児童を呼名し、表情や声から様子を把握して一日をスタートします。</p> 
	授業	● 年間指導計画を踏まえて作成した週ごとの指導計画に沿って、授業を展開します。
		<p>POINT</p> <p>学習指導要領に基づいて、児童に身に付けさせたい力を明確にした授業を行います。(→25 ページ)</p>  <p>児童の「なぜ？」が「分かった！」に変わる瞬間に、やりがいを感じます。</p>
10:20	中休み	
10:40	授業	● 休み時間は児童と一緒に遊ぶことで、児童理解に努めています。
12:15		<p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none">・ 授業の開始、終了時刻は守ります。・ 教室環境は、授業中に児童の集中を妨げることがないように、黒板の周りをすっきりさせるなど、細かい配慮と工夫をしています。

12:15	給食 (弁当)
12:50	清掃
13:20	昼休み
14:55	授業
15:10	帰りの会
16:45	放課後

- 協力して配膳できるよう指導します。
- 食育の観点を踏まえて、給食（弁当）指導を行います。

POINT

食物アレルギーのある児童については、学校としての対応を全教職員で確認するとともに、食物アレルギー緊急時対応マニュアル等の内容を十分に理解し、緊急時にも組織的に対応できるようにしています。

(→41 ページ)

一人一人の学習の状況に応じて、指導方法を工夫します。
工夫によって、児童の理解が深まったときは、とても嬉しいです。



POINT

学級の全ての児童が集中して学習に取り組めるよう、個に応じた丁寧な言葉掛けをします。

- 翌日の予定を確認し、学習や生活の見通しをもちます。
- 下校時の安全について指導します。

その日、児童ができるようになったことやがんばったことを褒めて、一日を終えるようにしています。



一日の記録を付けたり、ノート等の点検などをしたりしていると、児童の様子がよく分かり、授業改善につながります。



(2) 小学校の1年間(例)

① 学級経営を通して

4
〜
5
月

新年度が始まり、教員と児童、そして児童同士に新しい出会いがあります。就学前施設や、前年度からの引継事項を確認し、児童一人一人の特性や必要な配慮などを把握した上で、1年をスタートします。

●学級づくり

児童同士がよい関係を築き、互いに高め合える学級集団となるよう、学級の目標やきまりについて話し合わせたり、必要な係等を決めさせたりします。

●教室環境の整備

児童が気持ちよく安心して学習に取り組むことができるよう、教室環境を整えます。

●学年通信、学校ホームページ等の活用

学年・学級通信を発行したり、HPを活用したりして、学年・学級の様子や児童が成長している姿を積極的に保護者等に伝えます。

6
〜
7
月

児童同士の関係ができて学級としての一体感が高まり、教員としても喜びを感じられる時期です。様子が気になる児童には意識して声を掛け、どの児童にとっても安心できる学級を目指します。

●通知表(票)

児童一人一人の努力や成長をしっかりと見取り、本人や保護者に伝えられるようにします。渡すときには、学習面の成果とともに、生活面の努力についても具体的に褒め、次への意欲につながるようにします。

8
〜
12
月

長期休業明けは、児童の心身の状況や行動に変化が表れやすいため、丁寧に様子を見守ります。

また、この時期は学校行事等を通して、児童が大きく成長する時期でもあり、教員としても大きな達成感を得られます。

●学校行事(運動会、学習発表会、音楽会、展覧会等)

学校行事を通して身に付けさせたい力を保護者にも伝え、児童の成長を共に喜びます。

1
〜
3
月

1年間のまとめの時期です。今年度の学びの成果をしっかりと振り返らせるとともに、次年度以降も十分生かされるよう、新たな目標をもたせます。

●次年度を迎える準備

児童一人一人の学習の状況や、健康面・生活面の配慮事項、特性等をまとめ、次年度の学級担任や進学先の学校に引き継ぎます。

② 学校行事を通して

年間を通して、様々な学校行事が行われます。学習指導要領に示された目標や内容等を確認し、各行事の趣旨を生かして、児童の成長の機会となるよう指導します。

● 儀式的行事

- 例** 4月 入学式、1学期始業式
7月 1学期終業式
3月 卒業式
年間 全校朝会 など

儀式的行事は、一般的に全校の児童及び教職員が一堂に会して行う教育活動です。

発達の段階に応じて、その場にふさわしい態度や言動の在り方を身に付けさせる機会にします。



● 遠足・集団宿泊的行事

- 例** 4月 遠足
7月 臨海学校
8月 野外教室
10月 移動教室 など

校外学習や集団宿泊的行事を行うに当たっては、見学の仕方や公共の場でのマナー等を、事前に指導しておくことが大切です。計画段階では、事故防止のため万全な配慮をします。また、自然災害など不測の事態が起きても迅速かつ適切に対応できるよう、事前に学校や保護者との連絡体制を確認します。

● 文化的行事

● 健康安全・体育的行事

- 例** 4月～6月 定期健康診断
7月 セーフティ教室
10月 運動会
11月 学習発表会 など

学習発表会や学芸会、展覧会、運動会等の行事においても、担任が目的をしっかりと伝え、児童一人一人に「めあて」をもたせることが大切です。当日はもちろん、前日までの準備や練習の過程においても、児童は多くのことを学びます。



● 勤労生産・奉仕的行事

- 例** 4～8月 栽培活動
7月 ボランティア活動
10月 福祉施設との交流
12月 大掃除 など

勤労生産・奉仕的行事を行うに当たっては、あらかじめ、児童が学校や地域社会に奉仕し、公共のために役立つことや働くことの意義を理解し、進んで活動できるように指導します。



2 中学校

(1) 中学校の1日(例)

8:15	始業前
8:30	朝の学級活動
8:45	授業
12:35	

- 1日の予定を確認し、授業の確認をします。

- 生徒の出欠確認と健康観察をします。



教科担任制の中学校では、朝の学級活動は学級担任と生徒とのコミュニケーションを図る大切な時間です。出欠確認や連絡伝達だけでなく、気になる生徒への声掛けなどをします。

- 年間指導計画を踏まえて作成した週ごとの指導計画に沿って、授業を展開します。

POINT

- ・ 学習指導要領に基づいて、生徒に身に付けさせたい力を明確にして、授業を行います。(→25ページ)
- ・ 授業の開始、終了時刻は守ります。生徒は、休み時間に教科に必要な準備や教室移動をします。
- ・ 中学校では、生徒は一日の中で様々な教員の授業を受けます。教科の宿題や持ち物などを明確に生徒に伝えるとともに、係の生徒との連絡を密にします。



生徒同士が話し合って解決策を考えたり、各自で考えた解決策を伝え合ったりする活動をとおして、生徒の学びや成長を促します。

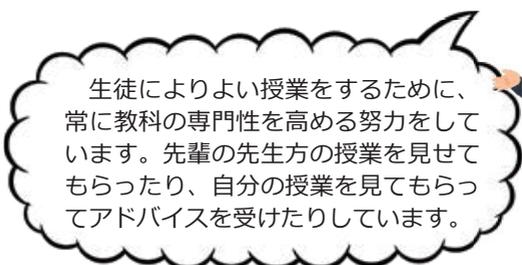
12:35	給食 (弁当)
13:05	
13:25	授業
15:15	帰りの 学級活動
15:30	清掃
15:45	放課後
16:45	放課後

- 協力して配膳できるよう指導します。
- 食育の観点を踏まえて、給食（弁当）指導を行います。

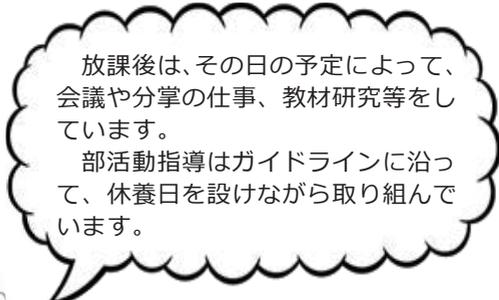
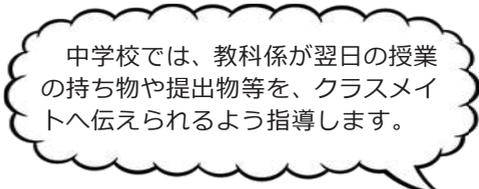
POINT

- ・食物アレルギーのある生徒については、学校としての対応を全教職員で確認するとともに、校内の食物アレルギー緊急時対応マニュアル等の内容を十分に理解し、緊急時にも組織的に対応できるようにします。

(→41 ページ)



- 帰りの学級活動では、翌日の予定を確認し、学習や生活の見通しをもたせます。



(2) 中学校の1年間(例)

① 学級経営を通して

4
～
5
月

新年度が始まり、教員と生徒、そして生徒同士に新しい出会いがあります。在籍していた小学校や、前年度からの引継事項を確認し、生徒一人一人の特性及び配慮が必要な点等を把握した上で、1年をスタートします。

●学級内の組織づくり

生徒同士がよい関係を築き、互いに高め合える学級集団となるように話し合わせたり、必要な委員や係等を決めさせたりして、生徒の自主的な活動を促す組織づくりをします。

●教室環境の整備

教室環境の整理整頓と美化に努め、安心して学習に取り組むことができるよう環境を整えます。

●学年通信、学校ホームページ等の活用

学年・学級通信を発行したり、HPを活用したりして、学年・学級の様子や、生徒が成長している姿を積極的に保護者等に伝えます。

6
～
7
月

生徒同士の関係ができて学級としての一体感が高まり、教員としても喜びを感じられる時期です。様子が気になる生徒には意識して声を掛け、どの生徒にとっても安心できる学級を目指します。

●通知表(票)

生徒一人一人の努力や成長をしっかりと見取り、本人や保護者に伝えられるようにします。渡すときには、学習面の成果とともに、生活面の努力についても具体的に褒め、次への意欲をもてるようにします。

●進路指導

長期休業中に三者面談等を実施します。

8
～
12
月

長期休業明けは、生徒の生活や心身の状況、行動面などに変化が表れやすい時期です。生徒の様子を見守り、コミュニケーションをとるなどして、配慮が必要な生徒を把握します。

また、この時期は学校行事等とおして、生徒たちが大きく成長する時期です。生徒の取組の様子を保護者に伝え、成長を共に喜びます。

●進路指導

中学3年生にとっては、将来の進路を考える大切な時期です。保護者も含め、本人の進路についてよく話し合い、進路指導をします。

1
～
3
月

1年間のまとめの時期です。今年度の学びをしっかりと振り返らせるとともに、次年度以降につながるように、生徒一人一人の努力や成果を評価し、今後の新たな目標をもたせます。

●次年度を迎える準備

生徒一人一人の学習の状況や、健康面・生活面の配慮事項、特性などをまとめ、次年度の学級担任や進学先の学校等に引き継ぎます。

② 学校行事を通して

年間を通じて、様々な学校行事が行われます。学習指導要領に示された目標や内容等を確認し、各行事の趣旨を踏まえて、生徒の成長の機会となるよう指導します。

● 儀式的行事

- 例** 4月 入学式、1学期始業式
7月 1学期終業式
3月 卒業式
年間 全校朝礼 など

儀式的行事は、一般的に全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う教育活動です。

発達の段階に応じて、その場にふさわしい態度や言動の在り方を身に付けさせる機会にします。



● 旅行・集団宿泊的行事

- 例** 4月 野外活動
6月 修学旅行
7月 移動教室
10月 学年遠足 など

校外学習や集団宿泊的行事を行うに当たっては、見学の仕方や公共の場でのマナー等を、事前に指導しておくことが大切です。計画段階では、事故防止のため万全な配慮をします。また、自然災害など不測の事態が起きても迅速かつ適切に対応できるよう、事前に学校や保護者との連絡体制を確認します。

● 文化的行事

● 健康安全・体育的行事

- 例** 4月～6月 定期健康診断
5月 運動会（体育祭）
7月 セーフティ教室
10月 合唱コンクール など

文化祭や学習発表会、運動会や合唱コンクールなどの行事においても、教員が目的をしっかりと伝え、生徒一人一人に「目標」をもたせることが大切です。

当日はもちろん、当日までの準備や練習の過程においても、生徒は多くのことを学びます。



● 勤労生産・奉仕的行事

- 例** 7月 職場体験
10月 福祉施設との交流
2月 地域清掃 など

勤労生産・奉仕的行事を行うに当たっては、あらかじめ、生徒が学校や地域社会に奉仕し、公共のために役立つことや働くことの意義を理解し、進んで活動できるように指導します。



3 高等学校（全日制の場合）

(1) 高等学校の一日（例）

8:30	始業前
	SHR
8:40	授業
12:30	

●一日の予定を確認し、授業の準備をします。

●生徒の出欠確認と連絡事項を伝達します。

SHR（ショートホームルーム）では出席確認等とともに、生徒とコミュニケーションをとって様子や健康状態を観察します。



●年間授業計画を踏まえて作成した、単元指導計画に沿って、授業を展開します。

POINT

・学習指導要領に基づいて、生徒に身に付けさせたい力を明確にした学習指導案を作成します。

（→25 ページ）

・授業の開始、終了時刻は守ります。生徒は、休み時間に教科に必要な準備や教室移動をします。

・高等学校では、生徒は一日の中で様々な教員の授業を受けます。宿題や持ち物などを明確に生徒に伝えます。

●授業の入っていない時間は、授業準備や教材研究をします。

●一週間に1時間程度、学年や分掌ごとに今後の予定等の打合せをします。

学年の先生方と、今後の行事の進め方や分担等について話し合います。また、生徒の情報共有したり、生活指導の在り方について相談したりすることもあります。



12:30	昼食
13:30	
	授業
15:20	SHR
15:30	清掃
15:40	放課後
17:00	

POINT

- ・習熟度別授業や少人数授業を生かして、個に応じた指導の充実を図ります。
- ・一人1台の学習者用端末を活用し、一人一人の理解度に応じた個別最適な学びや生徒同士の協働的な学びの充実を目指します。

- 授業の他に、教科会等を行い、授業の進捗や指導内容を確認するとともに、指導方法を共有し、定期考査、評価についても検討します。



教科会で同じ教科の先生方にアドバイスをもらい、進捗を確認しながら授業を進められるので、安心です。

- 今後の予定確認や提出物集約等を行います。
- 下校時の安全について指導します。

放課後は、委員会活動や部活動の指導の他、会議や分掌の仕事、提出物の確認や採点、教材研究等をしています。生徒の補習をすることもあります。一人一人に応じた指導を心がけています。



※夜間定時制の場合

夜間	(定時制) 給食 授業
----	-------------------

- 食育の観点を踏まえて、給食指導を行います。

POINT

- ・食物アレルギーのある生徒については、学校としての対応を全教職員で確認するとともに、校内の食物アレルギー緊急時対応マニュアル等の内容を十分に理解し、緊急時に組織的に対応できるようにします。
(→41 ページ)

(2) 高等学校の1年間(例)

① 学級経営を通して

4
〜
5月

新しい年度が始まり、教員と生徒、そして生徒同士が出会う季節です。在籍していた中学校や前年度からの引継事項を確認し、生徒一人一人の特性や、学校の特色を生かして、ホームルームの一年をスタートします。

●ホームルーム内の組織づくり

生徒同士がよい関係を築き、互いに高め合えるホームルーム集団となるよう、必要なルール等を決め、生徒の自主的な活動を促す組織づくりをします。

●ホームページ等の活用

SNSやHPを活用して、学校の取組や様子を積極的に発信します。

6
〜
7月

生徒同士の関係ができて、ホームルームとしての一体感が高まる時期です。気になる生徒には意識して声を掛けます。

●通知表(票)

生徒一人一人の努力や成長をしっかりと見取り、本人や保護者に伝えます。学習面の成果とともに、生活面の努力について評価するなど、次への意欲をもてるようにします。

●長期休業前の生活指導

熱中症や水の事故防止、交通事故防止や非行防止、犯罪に巻き込まれないための行動等について指導します。

8
〜
12月

長期休業明けは、生徒の生活や心身の状況、行動面などに変化が表れやすい時期です。日頃から生徒の様子を見守り、コミュニケーションをとるなどして、配慮が必要な生徒を把握します。

また、この時期は学校行事等を通して、生徒たちが大きく成長する時期でもあります。生徒の努力や成果を適切に評価します。

●進路指導

高校時代は、将来の進路を考える大切な時期です。キャリアパスポートを活用するなどして、本人・保護者と進路希望についてよく話し合います。

1
〜
3月

1年間のまとめの時期です。今年度の学びをしっかりと振り返らせるとともに、次年度以降につながるように、生徒一人一人の努力や成果を大いに価値付け、今後の新たな目標をもたせます。3年生の中には、卒業とともに社会人として自立する生徒もいるため、自信をもって新たな一歩を踏み出せるように、送り出します。

●次年度を迎える準備

次の担任に生徒情報を引き継げるよう、書類や情報の整理をします。

② 学校行事を通して

年間を通して、様々な学校行事が行われます。学習指導要領に示された目標や内容等を確認し、各行事の趣旨を生かして、生徒の成長の機会となるよう指導します。

● 儀式的行事

- 例** 4月 1学期始業式、入学式
7月 1学期終業式
3月 卒業式、修了式
年間 周年行事 など

儀式的行事は、一般的に全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う教育活動です。

発達の段階に応じて、その場にふさわしい態度や言動の在り方を身に付けさせる機会として重視します。



● 旅行・集団宿泊的行事

- 例** 4月 ホームルーム合宿
7月 校外学習
10月 修学旅行 など

校外学習や集団宿泊的行事を行うに当たっては、行事の目的や目標に基づいた事前指導を実施することが大切です。計画段階から、事故防止のための万全な配慮をします。自然災害などの不測の事態が起きても迅速かつ安全に対応できるよう、事前に学校や保護者との連絡体制を確認します。

● 文化的行事

● 健康安全・体育的行事

- 例** 4月～6月 定期健康診断
5月 体育祭
7月 セーフティ教室
10月 文化祭 など

文化祭、体育祭等の行事では、行事の目的を教員が明確に伝え、生徒一人一人に「役割や目標」をもたせることが大切です。当日はもちろん、当日までの準備や練習の過程においても、生徒は多くのことを学びます。



● 勤労生産・奉仕的行事

- 例** 6月 インターンシップ活動
7月 ボランティア活動
10月 福祉施設との交流
12月 大掃除 など

勤労生産・奉仕的行事を行うに当たっては、あらかじめ、生徒が学校や地域社会に貢献し、公共のために役立つことや働くことの意義を理解し、自ら進んで活動できるよう指導します。



4 特別支援学校

(1) 特別支援学校（小学部の場合）の一日（例）

8:30	始業前	<ul style="list-style-type: none">● 一日の予定を確認し、授業の準備をします。  <p>教室や校門で、登校する児童を笑顔で迎えるようにしています。児童の表情や言動などから、健康状態を把握します。また、連絡帳などを活用して、家庭での様子も把握しています。</p>
8:50	朝の会	<ul style="list-style-type: none">● 出欠確認と健康観察をし、一日の予定を確認します。  <p>児童の実態に合った教材（絵カード等）を使って、一日の流れが分かりやすいものになるよう工夫しています。</p>
9:05	授業	<ul style="list-style-type: none">● 年間指導計画を踏まえて作成した、週ごとの指導計画に沿って、授業を展開します。
12:20		<p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none">・ 準ずる教育課程では、障害の状態や特性に応じた配慮をしながら、通常の小学校と同じ内容の指導を行います。・ 知的障害特別支援学校では、障害の程度に合わせて、教科別の指導や各教科等を合わせた指導等を行います。・ 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動として「自立活動」の指導があります。各教科等の指導も「自立活動」の指導との関連を図ることが必要です。・ 学習指導要領に基づいて、児童に身に付けさせたい力を明確にした学習指導案を作成します。（→25 ページ）・ 「個別指導計画」に基づき、児童一人一人の実態や課題に応じた手だてを工夫します。・ 学校の教員だけでなく、外部専門家や医療機関等と連携しながら指導を進めることが重要です。

12:20	給食
12:55	
13:20	授業
14:55	帰りの会
15:10	
17:00	放課後
	放課後

- 協力して効率よく配膳できるよう指導します。
- 食育の観点を踏まえて、給食指導を行います。

POINT

- ・障害の状態や程度に応じて食具（食器）の使い方の指導や摂食指導を行います。
- ・食物アレルギーへの配慮や実態に応じた食物形態の提供等には組織的に取り組みます。（→41 ページ）



給食は、教室でクラスごとに食べる学校や、食堂を利用する学校があります。

POINT

- ・授業時間は基本的に45分間ですが、指導効果を高めるために授業時間の弾力的な運用を行うこともあります。

- 翌日の予定を確認し、学習等の見通しをもたせます。
- 連絡帳に今日の様子や連絡事項等を記入します。
- 保護者が送迎を行っている場合は、一日の様子などについて、伝えます。

特別支援学校では、スクールバスや放課後等デイサービスを利用していたり、寄宿舎を活用していたりと、児童によって下校の方法が異なります。連絡帳等を活用し、下校時の引継ぎを丁寧に行うようにしています。



授業では、複数の教員がチームを組んで指導を行うことがあります（ティーム・ティーチング）。放課後に翌日の打ち合わせをしたり、一日の指導を振り返ったりしています。



(2) 特別支援学校（小学部の場合）の1年間（例）

① 学級経営を通して

4
～
5
月

一人一人の児童について、前年度の担任と障害特性や行動特性などの引継ぎを行います。特にアレルギーや禁忌事項については、確実に行います。また、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、児童の実態と課題を明確にします。

● 教室環境の整備

教室内を活動ごとにスペースに分けたり、ロッカーに分かりやすいマークを付けたりするなど、児童にとって分かりやすい教室環境を工夫します。

● 保護者会の実施

保護者との関係づくりを図るために、児童を中心として、共に育てるという姿勢をもちます。また、連絡帳の様式や記入方法を工夫して、効果的に情報共有ができるようにします。

6
～
7
月

水泳指導が始まります。プールでの活動はより一層の安全管理が大切です。指導体制や内容など綿密に計画し、児童が楽しく安全に取り組める活動になるよう留意します。

● 校外での学習

校外での学習は、事前・事後を含めた一連の活動となるよう計画します。しおり等を活用し、児童が見通しをもって参加できるようにします。

● 夏季休業前の生活指導

熱中症や水の事故防止について指導し、保護者会でも注意喚起します。

9
～
12
月

夏季休業日が終了した学期始めの時期は、児童の心身の状況や行動に変化が表れやすく、生活指導上の配慮が必要です。家庭や地域での生活の様子などを早目に把握し、教員間で情報を共有します。

● 学校行事の取組

日々の学習の成果を発表し、保護者等に伝える機会として、一人一人の児童が活躍できるように、教員同士で十分に話し合います。

1
～
3
月

1年間のまとめの時期です。今年度の学びの成果が、次年度以降も十分生かされるよう、一人一人に新たな目標をもたせます。

● 健康管理の徹底

児童の健康管理は年間を通して常に意識する必要がありますが、インフルエンザが流行する時期は特に留意が必要です。生命に関わる場合がありますので、健康観察や保護者との連絡を普段以上に密にとり、早期に対応します。

● 次年度を迎える準備

今年度の学びの成果と学習の到達点を明確にし、次年度にどのような指導を行うか、参考になる引継資料を作成します。

② 学校行事を通して

年間を通じて、様々な学校行事が行われます。学習指導要領に示された目標や内容等を確認し、各行事の趣旨を生かして、児童の成長の機会となるよう指導します。

● 儀式的行事

- 例** 4月 入学式、1学期始業式
7月 1学期終業式
3月 卒業式
年間 全校朝会 など

儀式的行事は、一般的に全校の児童及び教職員が一堂に会して行う教育活動です。

発達の段階に応じて、その場にふさわしい態度や言動の在り方を身に付けさせる機会として重視します。



● 遠足・集団宿泊の行事

- 例** 5月 遠足
7月 移動教室
10月 校外学習
11月 修学旅行 など

遠足や集団宿泊の行事を行うに当たっては、見学の仕方や、公共の場でのマナー等を、事前に指導しておくことが大切です。計画段階では、事故防止のため万全な配慮をします。また、自然災害など不測の事態が起きても迅速かつ適切に対応できるよう、事前に学校や保護者との連絡体制を確認します。

● 文化的行事

● 健康安全・体育的行事

- 例** 4月～6月 定期健康診断
7月 セーフティ教室
10月 運動会
11月 学習発表会 など

学習発表会や学芸会、展覧会、運動会などの行事では、行事の目的を担任がしっかりと伝え、児童一人一人に「めあて」をもたせることが大切です。当日はもちろん、当日までの準備や練習の過程においても、児童は多くのことを学びます。



● 勤労生産・奉仕的行事

- 例** 4～9月 栽培・園芸活動
7月 就業体験等
10月 地域の小学校等との交流
12月 季節的行事 など

勤労生産・奉仕的行事を行うに当たっては、あらかじめ、児童が学校や地域社会に奉仕し、公共のために役立つことや働くことの意義を理解し、進んで活動できるよう指導します。



Ⅲ 教員になりたいと思っている人に学んでほしいこと

1 教員であるということ

(1) 教育に対する使命感と豊かな人間性

子供に対する深い愛情と教育に携わる者としての自覚と責任をもち、子供のよさや可能性を引き出し伸ばす力を身に付けましょう。

Q 子供のよさや可能性は、どのように引き出したらよいのでしょうか？

A 子供と関わる中で、子供のよい行いや豊かな感性が表れた発言などに気付いたら、大いに褒め、価値付けをしましょう。また、学習の状況や日常会話などから子供の興味・関心を把握し、更に追究できるような言葉掛けや支援を行いましょう。

子供の個性や成長について、折に触れ保護者に伝えるようにしましょう。

(2) 教員として必要な教養

礼節を身に付け、学校教育に関する知識や幅広い教養を身に付けるために学び続けましょう。

Q 教員として必要な教養を身に付けるために、どのようなことを経験しておけばよいのでしょうか？

A 社会人としての身だしなみや言葉遣い、立ち居振る舞いなど、基本的な接遇マナーを身に付けておきましょう。

また、日頃から新聞を読んだり、ニュースを見たりする習慣を付け、教育に関することはもちろん、国内外の政治や経済など、最新の社会の動向を把握するようにしましょう。文化や芸術等に親しむ機会をもつことも大切です。

(3) コミュニケーション能力と対人関係力

教員に必要なコミュニケーション能力を身に付け、子供たちと適切な人間関係を築く力を身に付けましょう。

Q 子供とのコミュニケーションでは、どのようなことに気を付けたらよいのでしょうか？

A 子供の言うことにしっかりと耳を傾けましょう。子供がうまく表現できなかったり、反抗的な言葉や態度を示したりしても、その理由や背景を理解することに努め、感情的に受け止めないようにすることも大切です。

子供との会話の中で、命に関わる危機や危険な行動などを把握した場合は、一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告し、組織的に対応することが重要です。

(4) 学校教育に関する法令等と学校教育の役割

学校教育に関する法令等や教育委員会の教育目標等から、学校教育の役割を理解しておきましょう。

Q 学校教育に関する法令等について、どのようなことを学んでおけばよいのでしょうか？

A 学校において様々な教育活動を行うときには、法的根拠を踏まえて判断し、行動することが大切です。まずは、学校教育に関する法令等の中で、学校がどのような役割を担っているか理解しておきましょう。

また、教育活動は、教育委員会の教育目標や学校の教育目標の達成に向けて、組織的・計画的に行われています。東京都教育委員会の教育目標は、ホームページにも掲載されていますので、確認しておきましょう。

(5) サービスの厳正

教員のサービスの在り方について理解し、法令を遵守する態度を身に付けましょう。

Q 教員にとって、サービスの厳正とは、どのようなことでしょうか？

A 地方公務員には、地方公務員法等により、服務上の義務が課せられています。特に教員は、児童・生徒たちの模範となるべき存在であり、一層厳しい倫理観が求められます。東京都教育委員会では、「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」を定めています。どのような行為が服務事故になり、どのような処分を受けることになるのか確認しておきましょう。

服務事故の根絶に向けて

東京都教育委員会は、服務事故の根絶を目指し、「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」を作成しています。服務事故防止の根拠を示すとともに、過去の事例から守らなければならない具体的な行動を示しています。



https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/duties/files/release_guideline/02_bessi_0304.pdf

また、任用前の段階から、教員としての職責を理解し、倫理観や規範意識等を高めていくことを目的とし、次年度の教員採用候補者の皆さんに、服務事故防止啓発資料「教員としての第一歩を踏み出す皆さんへ～服務の理解に向けて～」を配布しています。



https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/duties/files/first_step/rikai.pdf

(6) 児童・生徒性暴力等の防止

教職員による児童・生徒への性暴力は、教育現場では絶対にあってはならない非違行為であることを認識しましょう。

Q 児童・生徒への性暴力が「絶対にあってはならない」のはなぜでしょうか？

A 性暴力は、児童・生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることから、断じてあってはなりません。一部の教職員の行為により、大多数の教職員の社会的な信用が失墜することになります。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により、教職員が児童・生徒へ性暴力等を行うことは全て法律違反となります。

東京都教育委員会では、教職員による児童生徒性暴力等の防止に向け、「さわらない」「送らない」「二人きりにならない」に加え、「交際関係は成立しない」を掲げた「3ない運動プラス」を推進しています。

教員を目指す皆さんは、児童・生徒に対して、指導上 unnecessary な身体接触、SNS 等による個人的なやり取り、閉鎖的な状況での一対一での指導・対応が禁止されていること及び絶対に交際関係は成立しないことなどを自覚してください。

児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」^{プラス}

さわらない	児童・生徒に対して、指導に unnecessary な身体接触は行いません。
送らない	児童・生徒に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしません。
二人きりにならない	児童・生徒と閉鎖的な状況で指導・対応を行いません。

児童・生徒と教職員との交際関係は成立しません。

児童生徒性暴力等防止に関する法律
および関係する法律
(令和4年11月施行)

学校名

(7) 体罰の根絶

体罰が法令に違反する行為であって服務事故に当たることを理解し、体罰によらない指導の技術を高めていきましょう。

Q 体罰を絶対にしてはいけないことは分かっているつもりですが、どのようなことを学んでおけばよいのでしょうか？

A 体罰が法令によって禁止されていることや、体罰が児童・生徒に及ぼす影響、体罰の心的メカニズムなどについて理解しておきましょう。

また、不適切な行為（不適切な指導、暴言等、行き過ぎた指導）も指導上許されない行為であり、児童・生徒の心身に大きな影響を及ぼすとともに、教員への不信感を抱かせ、心の傷として残ることがあります。

児童・生徒の人格を尊重することが基盤です。その上で、コーチングなど体罰によらない指導の在り方や、アンガーマネジメントなど自分の気持ちを抑える手だてを学んでおきましょう。

東京都教育委員会では、体罰の定義、体罰関連行為ガイドラインを示しています。

(8) 教育の機会均等の確保

社会の加速的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、児童・生徒一人一人に、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を確実に育むことの大切さについて、理解を深めましょう。

Q 教育の機会均等の確保について、どのようなことを理解しておくとういのでしょうか？

A 国や東京都では、児童・生徒が家庭環境等に左右されることなく学び続け、希望の進路を目指す学力を身に付けることができるような環境づくりを進めています。また、教育分野に加え、社会福祉等の関係機関と連携して支援を行っています。

全ての児童・生徒の豊かな成長のためには、学校だけでなく、家庭・地域と相互に連携し、社会全体で児童・生徒を見守ることが大切であることを理解しておきましょう。

◎こども家庭庁

子供に関する様々な政策について知ることができます。

<https://www.cfa.go.jp/top/>

2 授業力を高めるということ

(1) 学習指導要領

学習指導要領について、理解しておきましょう。

Q 学習指導要領について、どのようなことを理解しておく必要がありますか？

A 学習指導要領の法令上の位置付け（「教育課程の基準」を参照）や、専門とする教科等（小学校教員の場合は全科）の目標と内容を理解しておきましょう。その際、教育課程編成の原則や、学年及び校種間の系統性についても理解しておきましょう。

また、各教科等の関連性を理解し、教科等横断的な視点で指導するイメージを持つようにしましょう。



Q 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けてどのようなことをすればよいのでしょうか？

A 児童・生徒に「生きる力」を育むためには、「どのように学ぶか」を考えることが大切です。学習指導要領では、学校教育を通じ、各教科等において「何ができるようになるか」という、育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。

また、未来の社会を見据え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動を充実させることが求められています。デジタルを指導に活用するなど、日々、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を意識していくことが大切です。

教育課程の基準

◎**教育課程の基準**（学校教育法施行規則第52条）

「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」（中学校 同第74条、高等学校 同第84条）

学習指導要領は、学校教育法施行規則第52条に定められた、教育課程の基準となるもので、法的拘束力をもちます¹。学習指導要領は常に身近に置き、様々な機会に内容を確認するようにしましょう。

¹参考）伝習館高校における行政処分取消請求事件では、学習指導要領が法規としての性質を有するとの判決が出されている（平成2年1月18日最高裁判所第一小法廷昭和59年（行ツ）第46号）。

(2) 教材研究・教材解釈と授業づくり

各教科等の指導内容に関わる教材研究・教材解釈の方法を身に付け、指導方法等を工夫した授業づくりを目指しましょう。

Q 授業づくりでは、どのようなことに気を付けたらよいのでしょうか？

A 各教科等の内容に関わる基礎的・基本的な知識を身に付けておきましょう。また、身に付けさせたい力を明らかにし、児童・生徒の実態に沿った授業づくりを行うことが大切です。

(3) 単元・題材の指導と評価の計画作成及び改善

単元・題材指導計画に必要な要素や作成するための方法等について、理解するとともに、授業等の実践を通じて見直しや改善をしましょう。

Q 単元・題材の指導と評価の計画とは何ですか？

A 指導観を踏まえ、各時間の授業の目標や指導内容、評価規準等をまとめた計画です。単元・題材の指導と評価の計画に基づき、授業を行うとともに、振り返りと改善を行うことで授業力を高めましょう。

(4) 指導方法・指導技術

各教科等の特性に応じた基本的な指導方法・指導技術等を身に付けましょう。

Q 指導方法・指導技術とはどのような力が必要ですか？

A 各教科等の特性に応じた発問の仕方、効果的な板書、分かりやすい説明などができる力を身に付けましょう。

最初は、先輩教員の授業を見たり、相談したりしながら、少しずつ習得していきましょう。

(5) 児童・生徒の学習状況の把握と評価

児童・生徒の学習状況を的確に把握し、指導に生かしましょう。

Q 学習評価を指導に生かすとは、どのようなことでしょうか？

A 学習評価は、児童・生徒の学習の成果を的確に捉え、学習状況进行评估するものです。また、教員にとっては、自分自身の指導について「何がよかったのか」「何が課題であったか」を振り返り、次の授業改善につなげていく情報になります。

(6) 授業力向上と授業改善

「授業力の6要素」や、授業力向上のためのP D C Aサイクルを理解し、常によりよい授業を目指しましょう。

Q 模擬授業や教育実習の授業研究に当たって、どのようなことをすればよいのでしょうか？

A 授業力向上のためのP D C Aサイクルを意識して、授業のねらいの達成度や、教材・教具の活用、効果的な指導方法等について適切に評価し、次の授業に生かしていくことが授業改善につながります。

授業力の6要素

東京都教育委員会は、授業の場面で発揮される教師の資質・能力を「授業力」とし、その構成要素を六つに整理しています。

授業力の基盤となる「使命感、熱意、感性」、「児童・生徒理解」、「統率力」の三つの要素に加え、授業を通して培われる「指導技術（授業展開）」、「教材解釈、教材開発」、「『指導と評価の計画』の作成・改善」の三つの要素を高めることで、授業力が向上します。



授業改善のPDCAサイクル



課題把握

授業力について
自己の課題を把握する。

Action (改善)

模擬授業等から改善策の有効性を確認するとともに、授業力向上に向けた自己の課題を明確にする。

Check (評価)

「授業観察の視点」又は「授業力の6要素」を協議の中心として焦点化し、具体的な改善策を作成する。

Plan (計画)

学習指導要領を踏まえて授業のねらいを設定し、内容・方法、教材・教具の扱い等について、展開を具体的に構想し、学習指導案を作成する。

Do (実施)

学習指導案に基づき授業を進め、観察者は学習指導案に示された「授業観察の視点」を基に授業記録を取る。

「指導と評価の計画」の作成・改善

- ◎ 東京都教育委員会ホームページでは、「子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む指導と評価の一体化を目指して」を掲載しています。

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/advancement/evaluation.html>



3 教育活動の充実に向けて

(1) 児童・生徒の学力向上

指導方法を工夫するとともに、教材・教具等を活用し、個に応じた指導ができるようにしましょう。

Q 児童・生徒の学力向上を図るために、どのようなことをすればよいのでしょうか？

A まず、児童・生徒の実態を把握することが大切です。授業中の様子等から学習状況を把握することに加え、国の学力調査結果等を活用して児童・生徒の学習の状況を把握・分析し、課題を明らかにすることも有効です。

そして、把握した課題の解決に向けた手だてを決定し、手だてに応じて指導方法を工夫するなど、授業改善に取り組みましょう。

(2) 持続可能な社会の創り手の育成

学習指導要領の「前文」には、これからの学校には、一人一人の児童（生徒）が「持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と示されています。これを実現するための取組を挙げてみましょう。

Q 東京都教育委員会では、どのような取組をしていますか？

A 「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、「カーボンハーフスタイル推進教育」をすすめています。児童・生徒の環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力の育成を図るために、自然環境や地球規模の諸課題等の環境保全に関する具体的な内容を示した推進資料等を作成し、都内全公立学校への配布や都教育委員会のホームページへの掲載を通して、その取組の普及・啓発を図っています。



(3) グローバルに活躍できる人材の育成

グローバルに活躍できる人材を育成することの必要性を理解し、実践できるようにしましょう。

Q 「グローバル人材」の育成とは、どのようなことを指すのですか？

A これからの時代を生きる子供たちには、自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観をもつ人々と協力・協働しながら課題を解決する力が求められます。

グローバル人材育成の取組

東京都教育委員会では、令和4年3月に「東京グローバル人材育成指針」を策定し、グローバル人材の育成について、育成すべき資質・能力として次の4つのTARGETを設定し、施策を展開しています

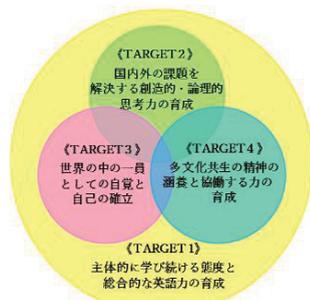
【TARGET1】 主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成

【TARGET2】 国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力の育成

【TARGET3】 世界の中の一員としての自覚と自己の確立

【TARGET4】 多文化共生の精神の涵養と協働する力の育成

【4つのTARGETのイメージ図】



具体的な取組については、東京都教育委員会の英語教育・国際教育に関するポータルサイト「Tokyo GLOBAL

Student Navi」を御覧ください。

<https://global-navi.metro.tokyo.lg.jp/>



Q 小学校教員を目指しています。私は、英語にあまり自信がないのですが、どのような準備をしておけばよいのでしょうか？

A 英語を使えるようになることで、教員としての専門性が高まるだけでなく、自分の世界が広がります。学生の中に、目標を立てて英語力向上に努めましょう。教員になってからは、児童と一緒に楽しみながら、英語力を高めましょう。また、東京都教職員研修センターにおける研修や、海外派遣研修で、英語力を高めることができます。

体験型英語学習施設

TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)

東京都教育委員会は、児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなるよう、平成30年9月に江東区青海に「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) BLUE」を、令和5年1月に、立川市に「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) GREEN SPRINGS」を開設し、多くの学校が利用しています。

1 施設やプログラムの特徴

- **英語漬けの海外のような空間・施設**で成功体験を創出
- 児童・生徒**8人に一人のイングリッシュ・スピーカー**が付き、発話を促進
- 発達段階や語学の習熟度に応じた**レベル別プログラム**
- **国際機関やグローバル企業等とも連携**
- 英語教育等の有識者が監修



2 プログラムの例

【アトラクション・エリア】

店、レストラン、飛行機内等の空間で、海外生活などを疑似体験

【アクティブイマージョン・エリア】

文化、ビジネス、国際貢献など多様なテーマを英語で学習

- 「**日本にいながら留学体験@TGG**」
都教育委員会と、オーストラリア・クイーンズランド州教育省との連携に基づき、州から派遣された教員が現地の授業を提供
- 「**ニュース番組を作ろう**」
実際にメディアで使われる専用機材を使って、ニュースキャスターなどを英語で体験
- 「**プログラミングを体験しよう**」
方向や距離、速度などを計算してロボットを目的地にたどり着くよう操作しながら、論理的思考力を養う活動



(4) 人権教育の充実

児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を実践できるように、日頃から人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題について理解しましょう。

Q 人権感覚を磨くために、どのようなことをすればよいのでしょうか？

A 児童・生徒一人一人を大切にしたい指導を実践するために、児童・生徒との日頃の関わり方や言葉遣い、教育環境等あらゆる観点から常に振り返って見直していくことが大切です。また、日々の授業や学級経営において、児童・生徒一人一人の個性や長所を生かし、学級の一員としての存在感を感じられるようにする指導力を身に付けていきましょう。

人権教育についての取組

◎人権教育・啓発に関する基本計画

以下の法務省のホームページからダウンロードできます。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>

◎人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）

以下の文部科学省のホームページからダウンロードできます。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

◎東京都人権施策推進指針

以下の東京都総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」からダウンロードできます。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/suishin/shishinn.html>

◎人権教育プログラム

東京都教育委員会は、教員等が人権教育を指導するための実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を毎年度作成し、東京都の公立学校の全教員に配布しています。

◎人権教育指導推進員委員会の開催

区市町村教育委員会と連携し、人権教育の一層の充実を図るために、人権教育指導推進員委員会を開催しています。

◎人権教育研究協議会の開催

人権課題についての正しい理解と認識を深められるよう、全都の公立学校等の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等を対象に開催しています。

◎人権尊重教育推進校の設置

人権教育を一層充実させるために、区市町村立学校及び都立学校合わせて50校程度を設置しています。

(5) 道徳教育の充実

小・中学校等における道徳教育及び「特別の教科 道徳」の目標、内容等に基づいて、児童・生徒の道徳性を養うことの重要性を理解しましょう。

高等学校においては、生徒が人間としての在り方、生き方を主体的に探究できるようにすることの重要性を理解しましょう。

Q 道徳科の授業では、どのような指導を心掛ければよいのでしょうか？

A 児童・生徒の発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を、一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を実践していきましょう。

また、家庭や地域社会と連携して、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高めていきましょう。

道徳教育についての取組

◎道徳授業地区公開講座

東京都教育委員会では、学校、家庭及び地域社会が連携して児童・生徒の豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的に、区市町村教育委員会と連携しながら、都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を実施しています。道徳授業地区公開講座では、保護者や地域の方々に道徳科の授業を公開するとともに、参観者による意見交換会を実施しています。

◎都立高校独自教科「人間と社会」の実施

東京都教育委員会では、平成19年度から実施の都立独自教科「奉仕」を発展的に統合し、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を必修修教科として新設し、平成28年度から全ての都立学校等で実施しています。

◎道徳教育で活用できる指導資料

東京都教育委員会では、道徳教育で活用できる指導資料を作成しています。東京都教育委員会ホームページからダウンロードできます。

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/morality/>

(6) 情報教育の推進

子供たちが、一人1台の学習者用端末を、鉛筆やノートなどの文具と同じように、日常的に使いこなすことができるようにしましょう。

Q 授業でデジタル技術を活用するに当たり、どのようなことに配慮すればよいのでしょうか？

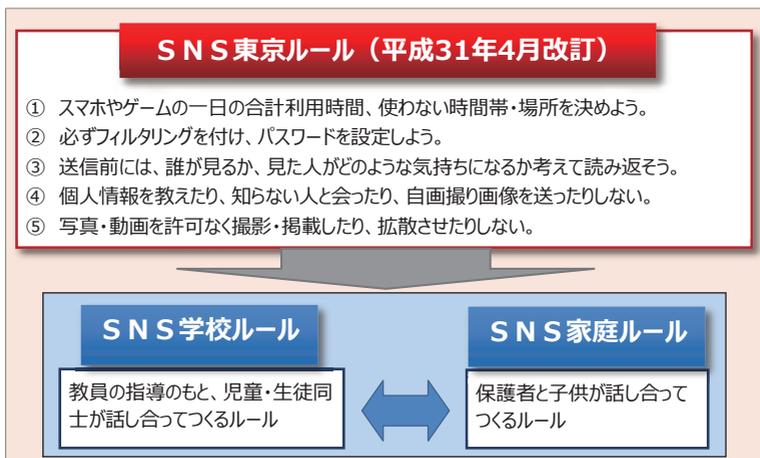
A デジタル技術を最大限に活用することにより、これまで以上に、一人一人の習熟度に応じた学び、他の子供と豊かに関わって行う協働的な学び、子供自身の課題意識に応じた探究的な学びを行うことが可能になります。

そのためにはデジタル技術を活用する場面を意図的・計画的に設定し、日常的に使用させることが大切です。失敗を恐れずに積極的にデジタル技術を活用した教育活動にチャレンジしてみましょう。



SNS東京ルール

児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、「SNS東京ルール」を策定しています。



【参考】

リーフレット「教師が変わる 学校が変わる 子供が変わる～一人1台端末の効果的な活用に向けて～」
情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」 https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/tokyo_rule.html

TOKYOスマート・スクール・プロジェクト

東京都教育委員会では、Society5.0に向けて「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を推進し、学び方・教え方・働き方を改革していきます。

児童・生徒一人1台端末、高速通信網、大容量クラウド等のICT環境が実現すると、学び方については、個別最適化された学びや子供同士の主体的・対話的な学びなどが促進されます。

教え方については、学習ログを活用したエビデンスベースの指導を行ったり、ビッグデータの活用・分析により授業改善を図ったりする指導ができるようになります。

働き方については、校務の効率化が図られることにより、子供たちと向き合う時間が確保され、よりきめ細かく指導することができるようになります。このように、ICT環境整備と利活用の充実を図り、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばしていきます。

https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/smart_school.html



(7) キャリア教育の充実

自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育について、その意義を理解するとともに、基本的な指導方法を身に付けましょう。

Q キャリア教育とは、具体的にどのような力を育む教育なのでしょう？

A キャリア教育では、児童・生徒一人一人が将来の夢や希望をもつことができるよう、共に将来を語り合い、前向きに生きることの大切さを伝え、児童・生徒が自らの意志と責任でよりよい進路選択ができる力を育むことが大切です。学校の教育活動全体を通じて、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力といった基礎的・汎用的能力を育成し、自立に必要な能力・態度を育むことを目指します。

キャリア教育についての取組

東京都におけるキャリア教育の取組は、以下のホームページで紹介しています。

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/career/>

(8) 安全教育の充実

安全教育の二つの側面「安全学習」と「安全指導」について理解し、計画的、継続的な安全教育を行えるようにしましょう。

Q 安全教育では、児童・生徒にどのような力を育むことが大切なのでしょうか？

A 東京都教育委員会では、安全教育で身に付ける力を「危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」としています。組織的・計画的に「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」をバランスよく行うことが大切です。

安全教育についての取組

東京都教育委員会では、「安全教育・防災教育ポータルサイト」を開設し、教員向け指導資料である「安全教育プログラム」や、児童・生徒向け教材である「防災ノート～災害と安全～」等、安全教育を実施するための様々な情報を発信しています。

<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/>



(9) 児童・生徒の体力向上

児童・生徒の体力を高めていくことの重要性和、体育の授業で重視することを理解しておきましょう。

Q 児童・生徒の体力を向上させるために、どのようなことに気を付ければよいのでしょうか？

A 現在、児童・生徒の体力や運動習慣には、二極化傾向が見られるため、運動やスポーツとの多様な関わり（する・みる・支える・知る）を通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力を育むことが求められています。

体力を高めるためには、体育・保健体育の時間だけでなく、学校生活全体を通して、児童・生徒の身体活動量を増加させる取組が必要です。そのため、体育の授業では、自分の運動や健康に関する課題解決に向けて、楽しみながら主体的に学習できるようにすることが大切です。

体力向上についての取組

Tokyo体育健康教育ポータルでも、東京都の児童・生徒の体力の状況や、体力向上に向けた取組を紹介しています。

<https://www.taiiku-kenko-edu.metro.tokyo.lg.jp/>

(10) いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処

いじめ問題に関する法令やいじめの状況、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、重大事態への対処等、基本的な事項について、理解しましょう。

Q いじめとは、どういう行為を指すのでしょうか？

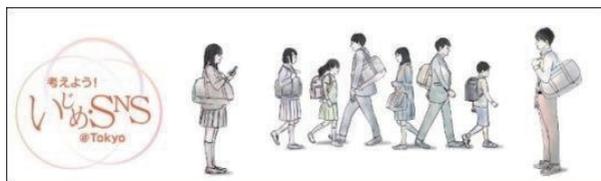
A いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条で定められており、

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめ防止についての取組

東京都教育委員会では、「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、都内全公立学校におけるいじめ防止等の対策を推進しています。

また、いじめ等防止のスマートフォン用アプリ・情報サイト「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を作成し、児童・生徒がいじめを相談することや、SNSに関するトラブルについて考えるために活用しています。



いじめ防止等の対策は、以下のホームページで紹介しています。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures.html



(11) 自分を大切に取る取組

児童・生徒の自殺の現状や背景、児童・生徒の自殺を予防する基本的な方策について、理解しましょう。

自殺予防についての取組

東京都教育委員会では、児童・生徒がいかなる状況にあっても、自ら命を絶とうとするようなことのないようにするため、「SOSの出し方に関する教育」を推進しています。授業等で活用できるDVD教材「自分を大切にしよう」を作成し、都内全公立学校に配布しています。また、教員用の授業に関する資料も作成しています。動画や資料は、以下のホームページでも見ることができます。



https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/sos_sinq.html

SNS等教育相談窓口

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制の拡充については、問題の深刻化を未然に防止する観点から、相談に係る多様な選択肢を用意することが求められます。

東京都教育委員会では、平成31年4月から無料通話・メールアプリ等を活用したチャットによるSNS等教育相談窓口を設置しています。令和4年4月から、一人1台の学習者用端末等のパソコン・タブレットや、LINEをインストールしていないスマートフォンからも相談できるようになりました。

- 開設期間・受付時間
土・日を含む毎日実施
午後3時から午後11時まで（受付は午後10時30分まで）
- 対象
都内在住、在籍の小学生、中学生
及び高校生相当年齢までの子供本人
- 窓口紹介ホームページURL



<https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/sns/index.html>

(12) 不登校児童・生徒への支援

不登校の現状や不登校の児童・生徒への支援の在り方について、理解しましょう。

Q 不登校の未然防止や早期支援のために、どうすればよいのでしょうか？

A 日頃から全ての児童・生徒にとって学校が安全・安心で魅力ある場所であるよう努めるとともに、登校をしづっている、教室に入りたがらない、元気がないなど、気になる様子が見られたときは、他の教職員と連携してその児童・生徒の情報を収集して状況を把握し、分析できるようにしましょう。

不登校対応についての取組

東京都教育委員会では、全ての教員が児童・生徒の状況に応じた適切な支援が行えるよう、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」を作成し、都内公立小・中学校に配布しました。

本ガイドブックは、以下のホームページでも見ることができます。

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/guidebook.html>



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

東京都公立小・中学校の不登校児童・生徒数は、平成25年度以降増加を続けています。

不登校の要因は、本人に係る状況の「無気力・不安」、や「生活リズムの乱れ、遊び、非行」、学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、家庭に係る状況の「親子の関わり方」などが多くなっています。

(13) 障害のある児童・生徒への指導と支援

特別支援教育について、基本的な知識の習得や特別な支援を必要とする児童・生徒への具体的な指導方法を身に付けるとともに、関係機関との連携の在り方について理解しましょう。

Q 特別支援教育を学校で行う際に必要なことは何でしょうか？

A 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、情緒障害、自閉症や学習障害及び注意欠陥多動性障害等の発達障害に関する基礎的な知識を身に付けましょう。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒へ適切な支援を行うために、学校の組織的な対応を理解することが大切です。

特別支援教育についての取組

東京都教育委員会では、「特別支援教育推進計画（第二期）」に基づいて、様々な取組を実施しています。計画の基本理念は、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することです。

◎小・中学校特別支援教育 指導事例等検索サイト

下記のホームページでは、小学校・中学校の特別支援教室や交流及び共同学習の指導事例を掲載しています。

<https://www.tokushi-case.metro.tokyo.lg.jp/>

(14) 日本語指導が必要な児童・生徒の指導

出入国管理法の改正などに伴う在日外国人の増加等を背景として、日本語指導が必要な児童・生徒が増加しています。日本語指導が必要な児童・生徒の指導・支援等に関して理解を深めましょう。

日本語指導が必要な児童・生徒への指導・支援

東京都教育委員会では、都内公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒等が、日本の生活に適応し、充実した学校生活を送ることができるよう、学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の習得に向けた指導・支援の充実を図っています。

以下のホームページで統計・資料を見ることができます。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/guidance_japanese.html

4 学級経営の充実に向けて

(1) 学級経営の意義と学級づくり

学級経営の意義や、学級集団づくりについて、理解しましょう。

Q 学級経営には、どのような意義があるのでしょうか？

A 学級経営の意義は、学校生活の場である学級を、教育的効果が上がるよう組織し、児童・生徒が人間的な触れ合いを通して、互いのよさを認め合い、自分らしさを発揮しながら自己実現を図ることなどが挙げられます。そのために、学級の規範づくりや教室の環境構成、学級集団づくりのための基本的な方法について学んでおきましょう。

◎学級について

児童・生徒にとって自分が所属する学級は、学校生活の基盤です。

この基盤が揺らぐようでは、児童・生徒は安心して学校生活を送ることができません。その意味で、学級経営とは、児童・生徒の生活を支えるという大きな意義をもっています。

◎学級集団づくりの方法

清掃指導、給食指導といった日常的な指導の中に、児童・生徒の規範意識を高めるポイントがあります。

この積み重ねが学級全体のルールづくりにつながることを認識しておくことが大切です。

◎学年・学校経営とのつながり

学級経営は校長の学校経営計画につながるものであり、よりよい学級経営にしていくためには、児童・生徒の発達の段階や実態に応じた学級経営計画を作成しなければなりません。

教育実習や学校ボランティアなどで、具体的な事例を通して学ぶことが大切です。

(2) 集団の把握と生活指導

生活指導の意義や、集団の状況把握の仕方について理解しましょう。

Q 生徒指導の意義はどのようなところにあるのでしょうか？

A 生徒指導提要（令和4年12月）において、生徒指導の定義は、「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」と示されています。また、生徒指導の目的は、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」と示されています。

生徒指導の目的を達成するため、児童・生徒一人一人が「自己指導能力」を身に付けることが重要です。生徒指導では、多様な教育活動をとおして、児童・生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感することが大切です。

◎生徒指導提要（令和4年12月）

以下の文部科学省のホームページからダウンロードできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

◎教職員向けデジタルリーフレット「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント（東京都教育委員会）

「生徒指導提要（令和4年12月）」の改訂の趣旨や、課題の改善につなげられるようにするためのポイント等について、分かりやすく示しています。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/leaflet_seitoshidouteiyou.html

(3) 児童・生徒理解と教育相談

基本的な教育相談の技法を学び、児童・生徒理解に生かせるようにしましょう。

Q 教育相談において、教職員には、どのような姿勢が求められるのでしょうか？

A まずは、指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童・生徒理解（アセスメント）に基づいて考えることです。

次に、児童・生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すことです。そして、どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点をもつことが重要です。

◎ 4 類型に基づく教育相談の方法

【発達支持的教育相談】

様々な資質や能力の積極的な獲得を支援
個々の児童・生徒の成長・発達の基盤をつくるもの

【課題予防的教育相談：課題未然防止教育】

いじめや暴力等を防止するプログラムをSCと協力し企画

【課題予防的教育相談：課題早期発見対応】

丁寧な関わり、観察、定期的な面接、作品の活用、質問紙調査等の方法を用いて悩みをもつ児童・生徒を早期発見、スクリーニング会議、リスト化と定期的な情報更新、個別の支援計画、グループ面接、関係機関を含めた学校内外のネットワーク型の構築

【困難課題対応的教育相談】

教育相談コーディネーターを中心に情報を収集し、SCやSSWの専門性を生かしながらアセスメントを行い、地域の関係機関と連携・協働して支援する。

◎ 丁寧な関わりと観察

「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童・生徒の心身の変化を的確に把握するように努めます。次のようなサインは、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが求められます。

- ・学習面の変化（成績の急激な下降等）
- ・態度、行動面の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つき合う友達が変わる等行動の落ち着きのなさ、顔色のすぐれなさ、表情のこわばり等）
- ・身体面変化（頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等）

(4) 保護者・地域との連携

保護者や地域住民等の意見や要望等を適切に受け止め、対応することの重要性を理解しましょう。

Q 保護者や地域住民等と連携・協力していくために、どのようなことに留意すればよいのでしょうか？

A 学校行事や保護者会、家庭訪問や個人面談、問題発生時など、保護者や地域住民等と対面する様々な場面を想定し、ロールプレイなどの演習を通して、適切に対応する方法を理解しておきましょう。

◎ 保護者対応の基本

教員は集団の一員として児童・生徒を捉え、保護者は自分の子供を通して学級や教員を見ています。この視点の違いが、教員と保護者の認識の違いを生むことがあります。保護者と関わる時は、できるだけ保護者の立場に立って、相手の気持ちを思いやりながら対応することが大切です。

また、学校に協力してくださる地域の方は、学校教育への関心が高いだけでなく、地域や学校への強い愛着をもっています。その意味で、最大の敬意をもって接することが大切です。

◎ 保護者・地域の方々との会話のヒント

- ・話を聴くときは、相手の表情を見ながら、適度に相づちをする。
- ・話すときは、相手の気持ちを思いやり、要点を簡潔に話す。
- ・丁寧で、分かりやすい言葉を使う。

◎ 電話をするときのヒント

電話で保護者と話すときは、次のようなことを言葉にして付け加えると、信頼関係の構築に役立つことがあります。

- ・児童・生徒が頑張っていることや、よい行い、成長した点など
- ・児童・生徒への励ましや、保護者の協力へのねぎらい
- ・協力していただいたことへの感謝

(5) 児童・生徒の学びを支える教員力・学校力

教員は学校組織の一員であることを理解するとともに、多様な専門性をもつ人材等と連携・分担してチームとして職務を担い、役割に応じて活躍することを心掛けましょう。

Q 生活指導や保護者対応などが大変と聞いて、心配なのですが…。

A 教員になってすぐは、分からないことが多く、不安に思うこともあるかもしれません。学校はチームです。気になる子供がいたり、困ったことがあったりしたら、一人で抱え込まず、管理職や先輩教員に相談してください。組織で対応することで、より良い指導や支援を行うことができます。

また、児童・生徒によい教育を展開するためには、まずは教員が心身ともに健康で生き生きと働けることも大切です。家族や友人と過ごす時間やリフレッシュ、自己研さん等に休暇を活用し、充実した教員生活を送ってください。

5 教育実習に向けて

(1) 教育実習までに身に付けておくこと

教育実習は、皆さんが大学で学んだ理論や知識を、実際の学校現場で実践できるようにするための貴重な機会です。

Q 教育実習に向けて、どのような準備をしたらよいのでしょうか？

A 教員になるという確固たる決意をもって学業に励むとともに、以下のよう
な例を参考にして、普段から意識して過ごしましょう。

◎基本的なこと

- 基本的な生活習慣（早寝早起き、体調管理等）
- 社会的な常識やマナー（言葉遣い、挨拶、身だしなみ、礼儀、SNS利用における情報モラル等）
※p.23「服務事故の根絶に向けて」を参考にしましょう。
- コミュニケーション能力（様々な立場や考え方の人との接し方等）
- メモを取ったり、復唱して確認したりする習慣
- 自分が分からないことは、調べたり質問したりして確実に理解する習慣

◎実習中に必要なこと

- 児童・生徒との適切な関わり方
- 正しく文字を書く習慣（姿勢、筆記具の持ち方、筆順等）
- 相手に伝わる話し方（聞き取りやすい声、分かりやすい伝え方等）
- 板書の仕方（読みやすい書き方、理解しやすいまとめ方等）
- デジタル機器の使い方（簡単な書類等の作成、効果的な使い方等）
- 学習指導案の基本的な書き方
- 学習指導要領及び同解説の活用及び確認
- 教材研究の方法

実習生に知ってもらいたい学校の思い

学校では日々刻々と教育活動が営まれ、児童・生徒は「生きる力」を身に付けるために、学習に取り組んでいます。皆さんは、その教育活動の中で教育実習を行うわけですから、「実習生だから仕方がない。」という言葉で片付けられる活動は、一つもありません。そのため、指導教員は、皆さんを一生懸命に指導します。

また、学校は、教育実習を受ける皆さんを、学校教育を担う人材として全力で支えます。このことを真摯に受け止め、目的意識をしっかりとって実習に臨みましょう。

(2) 先輩からのアドバイス

教育実習を終えた先輩からのアドバイスです。大切なことは、失敗をしないことではありません。教員として、問題や課題に対してどのような対応をするか、どのように解決していくかということです。

① 教育実習でぶつかった壁とその対応策

- ・ 授業が思うように進まないで指導教員に相談したら、他の多くの先生方が授業を参観し、助言してくださいました。
- ・ 授業がうまくいかなかったので、授業をビデオに撮って客観的に自分の指導を振り返るようにしました。
- ・ 教材研究をする中で、自分の知識の足りなさを痛感しました。そこで、関連する本を積極的に読むようにしました。
- ・ 児童・生徒を説諭することができずに悩みました。児童・生徒の立場に立って考えるようにしたら、どう対応すればよいかが見えてきました。
- ・ 児童・生徒との関係がうまくいかなかったので、積極的に話し掛けたり昼休みに一緒に遊んだりするなど、できるだけ多くの時間を児童・生徒と過ごすようにしました。
- ・ 先生方とのコミュニケーションをたくさんとりたいと思い、朝の挨拶活動や清掃活動に入るなどして、先生方と話す機会を増やしました。

② 教育実習中に気を付けたこと

- ・ 指導教員などに相談するときは、事前に聞きたいことをまとめ、ポイントをしばって質問をしました。
- ・ 助言いただいた内容や授業記録などメモを取るようにし、振り返りを次の取組に生かしました。
- ・ 運動会の準備など、全教職員で作業するようなときは、周囲の状況を見ながら、積極的に動くようにしました。
- ・ 体調を崩さないよう、体調管理にはとても気を付けました。

③ 教育実習後に行ったこと

- ・ 本当に自分は教員になりたいのか、教員になって何をしたいのか、改めて自分自身に問い直し、決意を新たにしました。
- ・ 教育に関わる書籍や教養を高めるための書籍を読みました。
- ・ 教育実習を終えた友人との情報交換や、これから実習をする友人へのアドバイス等、実習から学んだことや感じたことを言葉にすることで、成果を自覚できました。

(3) 確認してみましょう、人権感覚

日々の授業、学級経営においては、児童・生徒に対する適切な配慮を行うことが必要です。一人一人を大切にするために、あなたの人権感覚を確認してみましょう。

Q 児童・生徒と親しくなるために、呼び捨てにしたり、あだ名で呼んだりしても構いませんか？

A 児童・生徒に向かって、「お前たちは…」と呼んだり、あだ名や名前だけで呼び捨てにしたりすることはないでしょうか。このような呼び方を親愛の情の表れという人がいます。

しかし、親愛の情は、教職員と児童・生徒、相互に通じ合える心の交流の上で育まれるものです。一人一人の児童・生徒はかけがえのない存在であり、人格を尊重するという趣旨から、名前を呼ぶときは、あだ名や呼び捨てにせず敬称を付けて呼ぶことが大切です。

Q 一生懸命教えているのに、児童・生徒が全然理解しようとしません。やる気をもたせるためには、叱った方がよいのでしょうか？

A 児童・生徒に向かって、「何でこんなことができないの。」などと言うことはありませんか。できなかつたり、分からなかつたり、やる気にならない原因は児童・生徒にあるのでしょうか。

児童・生徒の実態や発達段階に応じたきめ細かな指導を行っているかどうかを、まず教員自身が問うべきでしょう。「一緒に考えてみよう。」「○○するとよさそうだね。」という共感的で見通しのもてるような指導を児童・生徒は待っています。

Q 児童・生徒が指示に従わなかったら、どうすればよいのでしょうか？

A 児童・生徒が自分の指示に従わなかったとき、自分自身の指導の在り方を振り返ってみることが大切です。また、児童・生徒の行動の背景を理解し、一人一人に応じた丁寧な指導を行うことが大切です。

絶対にあってはならないことは、自分の思うようにならないからと言って、大きな声で一方的な指示を出したり、ついカツとなって叩いたりするなど、力で抑えようとすることです。

肉体的苦痛を与えるような懲戒である体罰は、教育への信頼そのものを崩壊させます。また、暴言等は精神的な苦痛を与える不適切な行為として体罰と同じように人権侵害に当たる可能性があります。

CHECK!! あなたの人權感覚

◎ 教員と児童・生徒との関わり

的確な児童・生徒理解に基づき、一人一人を大切にしたい指導を行っているか

- 登下校時、児童・生徒に率先して言葉を掛け、温かく送り迎えをしているか
- 朝の会等で、児童・生徒の心身の健康状況を丁寧に把握しているか
- 児童・生徒が、互いの意見や作品等のよさを認め合うことができるような具体的な取組を行っているか
- 児童・生徒のいじめ等による変化を見逃さず、学年や学級全体で情報共有できるよう報告等をしているか
- 児童・生徒に対し、一方的な思い込みや偏った見方ではなく、確かな事実や根拠を基に指導しているか
- 欠席の児童・生徒に対し、学校からの連絡内容が確実に伝わるよう配慮しているか
- 学習で使用する教具や設備を誰もが公平に使えるように配慮しているか
- 体罰や不適切な行為を未然に防止するために、日常の指導の在り方について相互に点検を行っているか
- 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメント等を起こさないように、研修内容に基づいて自己点検を行っているか

◎ 教室環境

一人一人の児童・生徒を大切にするという観点で、教室環境を整えているか

- 児童・生徒の作品に誤字・脱字があった場合、修正をさせてから掲示しているか
- 教室や廊下の黒板や壁などに、落書き等がないよう気を付けているか
- 著作物を複製する場合、著作権法第35条で認められている限度を超えていないか

◎ 学校の発行する文書等

様々な立場の方が読んだり、見たりすることを想定して作成しているか

- 文書等を作成する際には、それを読む人の立場に立ち、意図が誤解なく伝わる表現になるように努めているか
- 文書等に誤字・脱字や不適切な表現がないか、複数で点検してから発行しているか

◎ 個人情報の管理

個人情報の収集や取扱いを、規則に基づき徹底しているか

- 私物のUSBメモリを持ち込んだり、個人情報を含む資料や電子ファイルを管理職の許可を得ずに持ち出したりしていないか
- 名簿、成績の記録等は、机の上に置いたままにせず、鍵のかかる引き出しに入れるなど、保管に十分配慮しているか
- 個人情報に関わる文書や調査等を配布・回収する際は、封筒に入れて相手に確実に手渡すなど十分配慮しているか
- 健康カードや答案用紙等を担当が担任等に渡す際に、机の上に置いたままにせず確実に手渡ししているか

6 学生生活で学ぶ・楽しむ・身に付ける

(1) 学生のうちに身に付けたい資質・能力

学生の皆さんには、大学での講義やゼミ、サークル活動（部活動）などの大学生活だけではなく、ボランティア活動、インターンシップといった社会体験など、様々な場面で学ぶ機会があります。これらの経験を通して、教員として身に付けるべき資質・能力を高めましょう。



コミュニケーション能力

- 大学生生活や学校ボランティア、社会体験等の多くは、人との関わりの中で行われます。これらの経験を通して、様々な人と関わることが出来る「コミュニケーション能力」を身に付けましょう。多様な立場や考えをもつ人たちが一つの目標を共有し、その達成に向けて力を合わせる過程は、地域や保護者等、様々な方々と連携しながら学校の教育目標を達成していく過程と共通しています。



統率力

- 「まとめる」「率いる」といった、リーダーシップを発揮する「統率力」は、授業力の6要素の一つでもあり、教員として身に付けるべき大切な力です。
- 様々な立場や考え方の人と意思疎通を図りながら、互いの主張などを調整していく必要があります。このような経験が「統率力」の源になります。



組織貢献力

- 「組織貢献力」は、東京都教育委員会が「教員に求められる基本的な力」として示している力の一つです。組織の一員として「自分が役に立った。」という成功体験をとおして、「組織貢献力」が高まります。



課題解決力

- 学生生活の中で、自分の取組や所属するサークル等の課題や問題点を発見し、その解決に向けて工夫したり努力を積み重ねたりすることで「課題解決力」が身に付きます。
- より高い目標に挑戦しようとすることで、現状の課題を発見することができます。試行錯誤することが、自分の「課題解決力」を向上させることになります。



(2) 東京の特長を生かして

東京には、様々な施設等があり、本物の芸術や文化、スポーツ等に身近に触れることができます。生き物の生態を間近に観察できる動物園や水族館も多くあります。他にも、東京には豊かな自然を感じられる場所がたくさんあります。

実際に訪れて、東京の魅力を知るとともに、様々な体験を通して、豊かな教養を身に付けましょう。

東京都の魅力を発信

「GO TOKYO」のホームページでは、東京の魅力を知ることができます。

様々な地域を訪れて、東京の魅力を体感してください。

<https://www.gotokyo.org/jp/>

GO TOKYO
東京の観光公式サイト

生き物に触れる



都立上野動物園（台東区）
出典：都立上野動物園

文化に触れる



都立中央図書館（港区）
出典：東京都立図書館

自然に触れる



野田浜（大島町）
出典：東京都大島町

スポーツに触れる



駒沢オリンピック公園（目黒区）
出典：東京都公園協会

Ⅳ これから東京都の教員を目指す皆さんへ

1 東京都の採用選考について

(1) 採用選考のスケジュール

採用選考に関する主なスケジュールを紹介します。

なお、採用選考は、毎年見直しを図りながら実施しています。選考の詳細は必ず、対象年度の「東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱」で確認してください。

要綱は、例年3月下旬に東京都公立学校教員採用ポータルサイトに公表するとともに、東京都庁舎等においても配布しています。

3月	東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱発表
4月	<受験申込> 例年4月上旬から約1か月間が受験申込期間となります。 印刷環境が整っているパソコン等から、東京都公立学校教員採用ポータルサイトにアクセスし、手順に従い申し込んでください。 * 受験票は、6月中旬までに送られてきます。 
5月 6月	採用選考に向けたラストスパートです。 体調管理に気を付けて頑張りましょう。
7月	<第一次選考> 例年、7月上旬の日曜日に実施しています。 ①教職教養（60分間）②専門教養（60分間）③論文（70分間） * 大学3年生等前倒し選考の受験科目は上記①及び②です。 選考通過者は、次年度③及び第二次選考を受験いただきます。 * 第一次選考の合否発表は例年8月上旬です。 大学3年生等前倒し選考も選考通過者を同日に発表します。
8月	<第二次選考> 面接は、例年8月中旬頃に実施しています。 実技は、8月下旬頃の土曜日又は日曜日に実施します。 * 最終の合否発表は9月下旬頃です。

●採用候補者説明

採用候補者には、採用までに必要な手続や、教員になるための心構え等に関する情報の配信を行っています。

(2) 採用選考の概要（令和5年度実施概要）

東京都公立学校教員採用候補者選考の第一次選考は、教職教養・専門教養・論文です。過去2年間の試験問題・正答・配点はホームページを御覧ください。

<https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/recruit/exam.html>

第一次選考

第一次選考は、教職教養・専門教養・論文です。

【教職教養】（60分間）

- マークシート式
- 共通問題23問、校種別選択問題2問、全25問
- 共通問題では、法令等に関する問題、教育の基礎理論、教育課題（特別支援教育・人権教育など）及び教育施策に関する問題が出題されました。
- 校種別選択問題では、学習指導要領に関する問題が出題されました。

【専門教養】（60分間）

- マークシート式
- 小学校全科、中高国語など、それぞれの受験校種・教科等に応じて、専門分野についての理解を問う問題が出題されました。

【論文】（70分間）

- 横書き原稿用紙を用いた記述式
- 教育に関する問題を出題し、教師としてどのように取り組んでいくか、30行（1,050字）以内で論述するものでした。

第二次選考

第二次選考は、第一次選考合格者に対して実施します。

【面接】（40分間）

- 受験者1名に対し面接委員3名で面接を実施しました。
- 受験者があらかじめ作成し面接当日に提出した「面接票」を基にして、質疑応答を行いました。

【実技】

- 英語、保健体育、音楽、美術の受験者を対象に8月に実施しました。

【参考】過去5年間の受験倍率

区分 \ 採用年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	2.1倍	2.0倍	2.3倍	1.4倍	1.1倍
中・高共通及び 小・中・高共通	4.1倍	3.3倍	4.4倍	2.9倍	2.1倍
特別支援学校	3.2倍	3.1倍	2.8倍	1.4倍	1.3倍

(3) 採用選考に係るイベント

東京都の教員の魅力を知ってもらうため、様々なイベントを開催しています。教職を考えている方、受験する自治体を迷われている方等、是非ご参加ください。

以下のイベントは令和5年度に実施及び実施予定のものになりますので、令和6年度のイベント情報については、東京都公立学校教員採用ポータルサイトを御確認ください。

●東京都公立学校教員採用セミナー「TOKYO教育Festa！」（10月）

教員志望者や教職に興味のあるみなさんが、現役教員と語り、体験することを通して、東京都の教員を目指すきっかけを作る体験型イベントです。様々なテーマで、東京都の教員として働くリアルに触れる機会を提供しています。

●東京都公立学校教員採用オンライン説明会（11月～2月）

東京都の教員を目指す方に対し、「小学校の先生になりたい」や「若手教員のフォローってどうなってるの？」など、様々なテーマでオンライン説明会を開催しています。

●東京都公立学校教員志望者向け個別相談会（1月）

教員志望の皆さんが抱える不安や悩みに現役教員が直接お応えします。また、選考区分や、受験資格等、教員採用候補者選考についても担当者に質問することができます。

●東京都公立学校教員採用候補者選考春期説明会（3月～4月）

選考の概要、申込方法、東京都の教員の魅力等についてご説明します。

(4) 期限付任用教員及び時間講師について

●期限付任用教員

東京都公立学校教員採用候補者選考で不合格となった人のうち、成績が上位で本人が希望した場合は「期限付任用教員採用候補者名簿」に登録されます。

期限付任用教員は、年度途中の教員の病気休職や退職、学級増等、教員の欠員が生じた場合に学校に勤務します。任用期間は、最長で一年間です。勤務内容は、正規教員と全く同様で、授業だけではなく学級担任や校務分掌も担当します。

●東京都公立学校時間講師

東京都教育委員会は、学校の事情に応じて、時間講師の方に授業を担当していただいています。

<資格> 担当教科の普通免許状をもつ者

<報酬> 1時間の報酬単価 1,880～3,390円（令和5年4月1日現在）

* その他詳細は東京都教育委員会のホームページで確認してください。

<申込等> ① 東京都教育委員会ホームページの「東京都公立学校臨時的任用教員・時間講師の募集について」を参照した上で、電子申請又は郵送にてお申し込みください。

② 申請された情報は、時間講師を必要としている学校に提供します。

2 東京都の教員の給与・勤務条件と福利厚生

(1) 東京都の教員の給与・勤務条件

① 初任給

新卒者が都内の学校に採用された場合の初任給の例

区分	大学卒	短大卒
小・中・高等学校	約265,100円	約244,700円
特別支援学校	約278,900円	約257,500円

* 上の例は、令和5年4月1日現在のものです。

* 通勤手当、期末・勤勉手当等が、条例に基づき別途支給されます。

* 特別支援学級、へき地（島しょ等）に勤務する者は別途手当等が支給されます。

* 高校卒業以降の経験がある場合の初任給は、一定の基準により加算されます。

② 勤務条件

- ・勤務時間 1週間について、38時間45分
- ・休日 国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・週休日 日曜日及び土曜日（交替制等勤務職員は例外あり）
- ・休暇等 年次有給休暇（4月1日採用の場合、年間20日）、
病気休暇、特別休暇（夏季休暇など17種類）、
介護休暇（無給）、介護時間（無給）、
育児休業（3歳未満の子を養育する者、無給）など

(2) 福利厚生

① 健康の保持増進を支援

- ・定期健康診断のほか、人間ドック受診時の補助制度
- ・スポーツクラブの利用補助、健康セミナー等イベント

② 充実したプライベートを支援

- ・施設の割引制度（宿泊施設、レジャー施設等）
- ・慶事祝金などの各種祝金・見舞金等の給付制度

③ 育児との両立を支援

※子の年齢によって休暇等の取得期間が決まっています

※出産支援休暇、育児参加休暇は女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合も取得可能



	妊娠中	出産	出産後
女性職員	妊娠症状対応休暇 母子保健健診休暇 妊婦通勤時間	妊娠出産休暇	
男女共に取得可			育児時間、育児休業、 育児短時間勤務、部分休業、 子どもの看護休暇、時差勤務
男性職員		出産支援休暇 育児参加休暇	育児休業 (通称：産後パパ育休)



3 充実した研修制度

(1) 採用前

●任用前学校体験

3月中に2週間程度、希望者に対し任用予定の学校で授業参観や校務一般の補助作業等、教員の様々な仕事を体験する機会を提供しています。

●学校体験プログラム（小学校）

11月から2月末までの間で、希望者に対して小学校を一日訪問し、児童や教職員の様子を見学したり、教職員等から話を聞いたりすることなどを通して、採用後の見通しをもてる機会を提供しています。

●公開講座

2月と3月に1回ずつ、希望者に対し、気になることや知りたいことをテーマに、採用前の方同士で話し合う機会を提供しています。

(2) 若手教員向け

●若手教員育成研修

東京都公立学校の若手教員に必要なとされる基礎的な知識・技能の確実な定着と資質の向上を目指し、若手教員の系統的な育成を図り、教員としての使命感、幅広い知見、実践的指導力等を身に付けることを目的とした研修を実施します。

●学級経営研修生（小学校）

新人育成教員が配置された小学校における全ての学級担任を担当する新規採用教員を「学級経営研修生」として育成します。



(3) 更に力量を高めるために

●東京教師道場

2年間にわたる授業研究等を通して、教員の指導力を一層高めるとともに、他の教員を指導する資質・能力を育成します。

●リーダー養成研修

東京都の教育の質の向上を目指し、東京都教員研究生や教職大学院等への派遣による実践的な教育研究を通して、指導的役割を果たせる教員を育成します。

●海外派遣研修

グローバル人材育成に資するため、最新の教育事情や教授法等を学び、自らの教科の指導力を高めるとともに、異文化理解を深められるよう、教員を海外大学等へ派遣（約1週間～1か月）する取組です。

他にも、経験や課題に応じて受講できる様々な研修を実施しています。

4 働き方改革の推進

未来の東京を担う子供たちの成長を導くには、教育の質を高めることが重要です。

東京都教育委員会では、教員が子供たちと向き合う時間を十分に確保できるよう、そして、生き生きと働くことができるよう、「働き方改革」の取組を進めています！

(1) 外部人材の活用

● スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（平成30年度～）【小・中学校】

教材作成などの事務作業をスタッフがサポート

＜東京都の取組状況＞（※）取組を実施している地区の割合

取組内容	取組状況(※)
授業準備について、教師をサポートする	85.7%
支援スタッフの参画を図っている	(全国平均:74.8%)

文部科学省「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（令和5年12月）より

● 社会の力活用事業（令和3年度～）【小学校】

外国語活動や体育等の授業において、専門性の高い外部人材が授業を担当

活用事例

- ・ 客室乗務員や通訳として働く外部人材による外国語活動の授業
- ・ 元オリンピック選手やスポーツの全国大会で活躍した外部人材による体育の授業



● エデュケーション・アシスタント配置支援事業（令和4年度～）【小学校】

副担任相当の業務を行うスタッフを配置し、児童対応などで担任教員をサポート

活用事例

- ・ 学習・生活指導の補助(学習・給食等の指導補助、教材準備など)
- ・ 子供からの相談対応や登下校時の見守り・学年・学級経営の補助（連絡文書作成補助、提出物集約など）
- ・ その他（学校行事の運営補助など）

(2) 部活動の負担軽減

●部活動指導員の配置（平成30年度～）【中学校・高校・特支】

教員の負担軽減と部活動の充実のため、実技指導や学校外での活動の引率を行う人材を任用・配置

<東京都の取組状況> (※)取組を実施している地区の割合

取組内容	取組状況(※)
部活動について、部活動指導員や外部の人材の参画を図っている	90.5% (全国平均:73.2%)

文部科学省「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（令和5年12月）より

●部活動改革(令和5年度～令和7年度改革推進期間)【中学校】

令和7年度末までに都内全ての公立中学校等で地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行の取組を実施



詳しくはこちら▼



(3) TEPROによる学校支援

●(公財) 東京都教育支援機構〔略称：TEPRO（ティープロ）〕との連携

※ TEPROの事業内容等詳細はHPをご覧ください。

TEPROは、東京都教育委員会が令和元年7月に設立した、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体です。学校を支援する多様な事業を通じて、教員の働き方改革と教育の質の向上を推進しています。

主な事業「TEPRO Supporter Bank」

- 外部人材を必要とする都内公立学校に登録者（サポーター）を紹介する事業です。サポーターの活動を通じて教員を支援し、子供たちの学びの充実につなげます。
- 学校現場を体験できる機会にもなります。

主な活動内容	活動例
学習支援	授業中や放課後等の学習支援
部活動支援	技術指導や校外活動の引率支援
教職員の事務支援	資料作成や授業準備の支援
特別支援教育	特別な配慮が必要な児童生徒児への支援
日本語指導	日本語指導が必要な児童生徒への支援
ICTの支援	情報環境の整備、情報モラル教育等
心理・福祉の支援	児童生徒への心理・福祉の支援
その他の支援	キャリア教育、専門性を生かした講座等

(4) デジタル化の推進

● 統合型校務支援システム

児童生徒の学籍情報・出欠・成績・保健情報の一元管理、指導要録の・調査書・時間割作成など

● 定期考査採点・分析システム

定期考査や小テストの採点業務の効率化、採点結果の集計・分析など

● 庶務事務システム・旅費システム

教員の休暇申請、出退勤の打刻、旅行命令など

<ICT 化の推進状況> (※)取組を実施している地区の割合

取組内容	取組状況(※)
授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている	93.7%
学習評価や成績処理について、ICTを活用して、事務作業の負担軽減を図っている	82.5%
学校・保護者間の連絡手段について、Web アンケートフォーム等を活用してデジタル化している (保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等)	87.3%

文部科学省「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(令和5年12月)より

(5) 意識改革・風土改革

● 教員の業務時間を客観的に把握することで、業務の削減や勤務環境の整備を推進

- ICTの活用
- 出退勤カードシステムの導入 etc

● 管理職(校長・副校長)を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう、意識改革を推進

- タイムマネジメントに関する研修
- 管理職のタイムマネジメント能力向上 etc

● 学校閉庁日の設定により休暇を取得しやすい環境整備

- 都立学校において原則5日以上設定
- 区市町村立学校においても各地区で取組を実施

**東京都教職課程学生ハンドブック
(令和6年度版)**

編集・発行	東京都教育庁指導部指導企画課
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号	(03) 5320-6849

